

国民健康保険特別調整交付金（結核・精神分）算定支援業務委託仕様書

1 業務の目的

国民健康保険特別調整交付金（結核・精神分）（以下「交付金」という。）は、結核性疾病・精神病の疾病に係る医療費の割合が高い市町村に対し一定割合の金額が交付される国の制度であり、当該交付金の交付が見込まれる市町村は、各被保険者の全レセプトについて、国の基準に基づき交付申請額を算定の上、申請している。

このため、市町村の正確な交付金算定を支援するとともに、事務負担の軽減を図るため、県が一括して全市町村を対象としたデータ処理を専門業者に委託する。

2 業務の名称

国民健康保険特別調整交付金（結核・精神分）算定支援業務

3 委託期間

契約を締結した日から令和6年3月29日（金）まで

4 業務委託の内容

県が提供する市町村のレセプトデータをもとに、国の交付金算定基準に基づき機械的に抽出の上、点数及び金額計算を行い、県が指定するスケジュールに沿って8の成果物を納品する。

本委託業務の成果物は、各市町村が過誤等の差引（確定情報との突合）、償還等高額療養費の反映等、交付金の申請に必要な各種作業を実施するのに適したデータ形式で、市町村ごとにフォルダ分け等の整理を行い、県に納品すること。

また、各市町村が交付額を算定するのに必要な次の作業の支援も本委託業務に含むものとする。

- (1) 県が実施する当該年度の調整交付金変更申請事前ヒアリングの準備支援
- (2) (1) に向けたレセプトのサンプリングと解説資料の作成
- (3) 交付金の申請に関する市町村からの問合せに係る支援
- (4) その他、当該業務に係る情報提供及び必要に応じた支援

5 委託料

委託料の内訳には、以下の項目を記載すること。

- (1) 基本料金
処理するレセプトデータ件数に関わらず発生する基本的な料金。
- (2) 従量料金
処理するレセプトデータ件数に応じて発生する料金。
- (3) 従量料金単価
(2) の算定に使用するレセプトデータ1件あたりの単価。

6 業務スケジュール

スケジュール（予定）は下表のとおり。受託者は、下表を参考に、詳細なスケジュールを作成すること。なお、下表の事前申請に係る業務（作業項目4～6）は、厚生労働省からの指示がなく、申請が不要である場合は省略する。

作業項目	担当	令和5年							令和6年		
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 受託者選定・契約	宮崎県	←→									
2 トライアル対応	受託者			←→							
3 対象保険者検討	宮崎県				←→						
4 事前申請データ準備	宮崎県					←→					
5 事前申請レセプト分析	受託者						←→				
6 事前申請報告業務	市町村							←→			
7 本申請データ準備	宮崎県								←→		
8 本申請レセプト分析	受託者									←→	
9 本申請報告業務	市町村										←→
10 問合せ対応	受託者				→	→	→	→	→	→	→

7 提供レセプトデータ

本委託業務にあたり、県が受託者に提供するレセプトデータは次のとおり。

(1) レセプトの種類

- ア) 医科レセプト
- イ) DPCレセプト
- ウ) 調剤レセプト

※それぞれ、県外保険医療機関受診分のレセプトも含む。

(2) 対象疾病

社会保険表章用119項目疾病分類表の、
 大分類Ⅰ 感染症及び寄生虫症 中分類0102（結核）及び
 大分類Ⅴ 精神及び行動の障害 中分類0501～0507

(3) 対象診療年月

令和5年1月審査分～令和5年12月審査分

(4) 提供レセプトデータ件数

約4,050,000件

※レセプトデータ件数は、県内全市町村の令和元年1月審査分～令和元年12月審査分及び令和2年1月審査分～令和2年12月審査分のレセプト数を参考に算出した見込みの数。

8 成果物の納品

成果物は次のとおり。なお、納品の際は成果物のデータを市町村毎に CD-R 等の電子媒体に分けること。

- (1) 申請対象に該当するレセプトデータ（事前申請分）
※厚生労働省から報告指示がない場合は省略する。
- (2) 申請対象に該当するレセプトデータ（本申請分）
- (3) レセプトの判定基準や交付予定額等を記載した実施報告書

9 セキュリティ

本委託業務に使用するレセプトデータは重要な個人情報であるため、その取扱いには万全なセキュリティ対策を講じること。特に、次の事項に留意すること。

- (1) レセプトデータの取扱い
 - ・レセプトデータを県から受託者へ提供する際に使用する、データ暗号化ツールを提供すること。
 - ・提供するレセプトデータは慎重に取り扱い、本県の要請によらない持ち出し等は禁止する。
 - ・委託契約終了後のレセプトデータは、受託者の責任において、適切かつ完全に消去すること。
- (2) 機密保持

受託者は、当該業務において知り得た機密性の高い情報を、本業務の目的以外に使用又は第三者へ開示若しくは漏洩してはならない。万一、漏洩、盗用等セキュリティに関する事件・事故が発生した場合は、速やかに当県に報告し、双方で対応策を協議の上、対応すること。
- (3) データの授受

データの授受は、郵送等はいずれ、原則として県又は宮崎県国民健康保険団体連合会にて手渡しにて行う。手渡し後の作業場所までの運搬に際しても、セキュリティを考慮した上で行うこと。

10 個人情報保護

本業務委託に係る個人情報等の取扱いについては、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

11 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、県及び関係機関（宮崎県国民健康保険団体連合会、市町村等）と十分な連携を図ること。
- (2) 企画提案書は、本事業終了後（令和6年4月1日以降）5年間について、県から受託者に照会を行った場合の対応等についても含んだ内容とすること。ただし、当該部

分の費用は見積書の金額には計上しないこととする。

- (3) その他、当該交付金算定に係る県及び市町村の業務効率化に寄与する機能等があれば、委託料上限の範囲で積極的に追加提案すること。